二条の規定を準用する。この場合において、医療法施行規則第九条の八第一項中「法第十五条の三第一項第二号の病院、診療所又は前条の施設（施設告示第四号に定める施設を除く。）における厚生労働省令で定める基準」とあるのは「病院、診療所又は臨床検査技師等に関する法律第二十条の三第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める施設（昭和五十六年厚生省告示第十七号。次項において「施設告示」という。）に定める施設（第四号に掲げる施設を除く。）における検体検査の業務（介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（以下「基準省令」という。）第三十三条第三項第一号の規定による検体検査の業務をいう。次項において同じ。）の適正な実施に必要なものの基準」と、同条第二項中「法第十五条の三第一項第二号の前条の施設（施設告示第四号に定める施設に限る。）における厚生労働省令で定める基準」とあるのは「施設告示第四号に掲げる施設における検体検査の業務の適正な実施に必要なものの基準」と、第九条の九第一項中「法第十五条の三第二項の規定による医療機器又は医学的処置若しくは手術」とあるのは「基準省令第三十三条第三項第二号の規定による医療機器又は医学的処置」と、第九条の十二中「法第十五条の三第二項の規定による第九条の八の二に定める医療機器」とあるのは「基準省令第三十三条第三項第三号の規定による医薬品医療機器等法第二条第八項に規定する特定保守管理医療機器」と、第九条の十三中「法第十五条の三第二項の規定による医療」とあるのは「基準省令第三十三条第三項第四号の規定による医療」と、臨床検査技師等に関する法律施行規則第十二条第一項中「法第二十条の三第二項の厚生労働省令で定める基準」とあるのは「介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準第三十三条第三項第一号の規定による検体検査の業務の適正な実施に必要なものの基準」と読み替えるものとする。

一～四　（略）

一～四　（略）

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○環境省令第二十二号

気候変動適応法（平成三十年法律第五十号）の施行に伴い、及び独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二十八条第二項の規定に基づき、国立研究開発法人国立環境研究所の業務運営並びに財務及び会計等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年十一月二十九日　　環境大臣　原田　義昭

国立研究開発法人国立環境研究所の業務運営並びに財務及び会計等に関する省令の一部を改正する省令

国立研究開発法人国立環境研究所の業務運営並びに財務及び会計等に関する省令（平成十三年環境省令第十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改正後	改正前
（業務方法書に記載すべき事項） **第四条**　研究所に係る通則法第二十八条第二項の主務省令で定める業務方法書に記載すべき事項は、次のとおりとする。 一　国立研究開発法人国立環境研究所法（平成十一年法律第二百十六号。以下「研究所法」という。）第十一条第一項第一号に規定する調査及び研究に関する事項 二　研究所法第十一条第一項第二号に規定する情報の収集、整理及び提供に関する事項 三　研究所法第十一条第二項に規定する気候変動適応法（平成三十年法律第五十号）第十一条第一項に規定する業務に関する事項 四　業務委託の基準 五　競争入札その他契約に関する事項 六　その他研究所の業務に関し必要な事項	（業務方法書に記載すべき事項） **第四条**　研究所に係る通則法第二十八条第二項の主務省令で定める業務方法書に記載すべき事項は、次のとおりとする。 一　国立研究開発法人国立環境研究所法（平成十一年法律第二百十六号。以下「研究所法」という。）第十一条第一号に規定する調査及び研究に関する事項 二　研究所法第十一条第二号に規定する情報の収集、整理及び提供に関する事項 （新規） 三　業務委託の基準 四　競争入札その他契約に関する事項 五　その他研究所の業務に関し必要な事項

附　則

この省令は、気候変動適応法の施行の日（平成三十年十二月一日）から施行する。